

前回いただいたご意見について

【地域支援事業 13 事業のうち、新規 3 事業の詳細について】

Q1.地域子ども・子育て支援事業の①利用者支援」（新規）について

A1.利用者支援事業実施要綱（案）策定中（以下抜粋等）

子ども・子育て会議（第 10 回）、子ども・子育て会議基準検討部会（第 11 回）合同会議資料 2-1 より

〈内容〉

子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号に基づき、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

〈実施場所〉

子ども及びその保護者等、または妊娠している方が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できることが必要なことから、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設や市町村窓口などで実施する。

〈業務内容〉

- ① 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施することとする。
- ② 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めること。
- ③ 本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図るものとする。
- ④ その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行うものとする。

〈自治体の先行事例〉

① 松戸市：子育てコーディネーター

地域子育て支援拠点の中心スタッフを「子育てコーディネーター」と位置付け、子育ての悩み等の相談を受け付け、保育所・幼稚園等の子育て支援施設・事業の情報提供や専門の機関への紹介を行う。

② 横浜市：保育コンシェルジュ

市内 18 の全区役所に非常勤職員を配置し、地域の保育資源等（保育所・幼稚園・認定こども園、横浜保育室、家庭的保育、一時預かり等）の情報を収集。保育等の利用の相談に応じ、個々のニーズや状況にマッチした施設等の情報を提供する。保育所に入所保留となった保護者のアフターフォローも行う。

Q2.⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）について

A2.現在具体的な内容については検討されていない。

子ども・子育て会議（第 11 回）、子ども・子育て会議基準検討部会（第 12 回）合同会議資料 2 より

〈実費徴収の現状〉

○幼稚園、保育所では、例えば制服代や、課外活動等の行事に係る費用（施設の入園料、バス代等）等について、保育料とは別に実費により徴収している場合がある。また幼稚園では、入園料や施設整備に要する費用等を徴収している場合がある。これらの実費徴収に関し、負担軽減目的に行う給付。

〈補足給付の検討の視点〉

○補足給付の検討にあたっては、経営実態調査の結果や、公定価格の中で、対象とする経費の範囲と併せて検討していく必要がある。

Q3.⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）について

A3.対応方針（案）を作成中。

子ども・子育て会議（第 10 回）、子ども・子育て会議基準検討部会（第 11 回）合同会議資料 2－6 より

〈検討の趣旨〉

「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様なサービスの提供を進めていく中で、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用といった観点から効果が高いと考えられる事業について検討する。（参考：子ども・子育て支援法第 59 条）

〈対応方針（案）〉

○平成 26 年度においては、市町村が非常勤職員等による支援チームを設け、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を行う事業を新制度の前倒しとして実施する。

※小規模保育事業等の連携施設に係る経過措置の 1 形態として、市町村の支援チームが小規模保育施設等を巡回支援することを含む。

○また、設置主体によっては、特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合などに、子どもの安全確保の観点から、本事業を活用することについても引き続き検討していく。

【財源について（0.7 兆円の詳細）】

A. 別添参考資料③を参照

【幼児教育無償化について】

A. 別添参考資料④、⑤、⑥を参照